

Ⅱ 介護に関する制度

職員の育児・介護と仕事の
両立支援ハンドブック 分冊2

(最終改訂：令和8年3月)

《介護に関する制度》目次

仕事と介護の両立のための制度（概要）	- 2 -
問1 家族等に介護が必要となった場合、利用できる休暇等はあるものがありますか？	- 3 -
問2 介護時間とはどのような制度ですか？	- 6 -
問3 短期介護休暇とはどのような制度ですか？	- 7 -
問4 介護休暇とはどのような制度ですか？	- 8 -
問5 介護休暇取得中に、経済的な支援はありますか？	- 10 -
参考 介護支援制度の活用例	- 11 -

※ 目次の各項目をクリックすると、対応するページに移動できます。

仕事と介護の両立のための制度(概要)

家族等が負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある状態となり、職員が介護を行う必要がある場合、下記の制度が利用できます。

制度名	概要	頁
A 介護時間	家族等を介護するため1日2時間まで取得可能な休暇	介6
B 短期介護休暇	家族等を介護するため年5日まで取得可能な休暇	介7
C 介護休暇	家族等を介護するため通算6月(3回以内)まで取得可能な休暇	介8
D 早出遅出勤務	育児・介護をしている職員が早出・遅出を選択できる	共2
E 深夜勤務・時間外勤務の制限	育児・介護をしている職員が深夜勤務・時間外勤務の制限を受けることができる	共4

介:介護に関する制度(分冊2)、共:育児・介護に関する共通の制度(分冊3)

※制度ごとに取得要件等が異なりますので、実際に計画又は取得する場合には、このハンドブックのほか、「青森県立学校管理規則」、「青森県立学校職員規程」、「青森県教育委員会職員服務規程の運用方針」等を必ず確認してください。



問1 家族等に介護が必要となった場合、利用できる休暇等はどうなのがありますか？



【取得イメージ】

- ・ 1日のうち、2時間以内で休みたい … 介護時間
- ・ 必要な時期に、5日以内で休みたい … 短期介護休暇
- ・ 一定期間連続して又は断続的に介護のための休暇を取得したい … 介護休暇

	介護時間	短期介護休暇	介護休暇
対象となる 家族の範囲	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある以下の者 ①配偶者(事実婚状態含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹 ②同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子		
対象となる 介護	以下について、職員が行う必要がある場合に対象となる。 (ア)家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話(服薬の介助、食事の世話等) (イ)入院中の身の回りの世話 (ウ) (ア)(イ)との関係で行う入退院のための手続、付添い等の手配などの間接介護(要介護者の生活に必要な日用品を購入することのみでは対象外。)		
		(エ) 通院等の付き添い (オ) 介護サービスのために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話	
請求手続	・「介護時間の状況届」提出 ・統合庶務システム	・「要介護者の状態等申出書」提出 ・統合庶務システム	・「介護休暇の指定期間申出書」提出 ・統合庶務システム
認められる 期間	(ア)介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年以内 (イ)1日2時間の範囲内で取得	1年間に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内	(ア)介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算6月を超えない範囲内で指定された期間(指定期間)の中で必要と認められる期間 (イ)1時間を単位とする場合は、1日4時間以内で取得(ウ)指定期間の範囲内で、一定期間連続して又は断続して取得可能。
単位	30分	1日、半日又は1時間	1日又は1時間(指定期間内で組み合わせ取得可能)
給与	勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額	有給(特別休暇)	勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額
その他	同一の日に育児休暇又は部分休業の承認を受けている場合は、これらと合わせて2時間以内で取得可能。	・「要介護者の状態等申出書」については、短期介護休暇の取得申請の都度提出 ・短期介護休暇に引き続いて、同一の家族に係る「家族看護の職専免」は取得不可	指定期間内で初めて願い出るときは、申出期間の初日から2週間以上の期間分を一括して申請しなければならない。

Q 家族に介護が必要な理由として「負傷、疾病又は老齢」による場合とされていますが、子に障がいがあり、介護を要する場合も対象となりますか。

A 介護が必要な理由が障がいによる場合でも、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある状態に該当すれば、介護に係る休暇制度を利用できます。

Q 対象となる家族の範囲に「同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子」とありますが、「同居」の定義はどのようになっていますか。

A 「同居」とは、一般に、職員と要介護者が実際に生活を共にしていることをいい、職員が要介護者の居住している住宅に泊り込む場合等は含みますが、要介護者宅で日中のみ介護を行う場合や夜間のみ泊まって介護を行う場合は「同居」とは認められません。

ただし、退院後に職員の住居に引き取ることが明らかな場合は、入院中の介護も「同居」と認められます。

Q 「日常生活を営むのに支障がある」状態とはどのような場合をいうのでしょうか。

A 食事、排泄、入浴あるいは歩行等が困難な状態が一般的ですが、1人では生活する上で何らかの困難があるため、手助け（介護）が必要である状態を指します。

なお、状態について判断に迷う場合は、教職員課にお問い合わせください。

Q 「介護を必要とする一の継続する状態ごとに」とは、どういうことですか。

A 「介護を必要とする一の継続する状態ごとに」とは、介護を必要とする状態（負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があること）が生じてから消滅するまでのことをいいます。

したがって、介護を必要とする状態が一旦終息し、正常な日常生活を営めるようになった後に同じ病気が再発したという場合は、介護時間、介護休暇を取得することが可能となりますが、介護を必要とする状態が継続する中で、病気を併発したという場合は「一の継続する状態」であるので、新たな介護時間、介護休暇の取得は認められません。

Q 自分の他に介護を行う者がいる次の場合、介護にかかる休暇制度は利用できますか。

- ①職員でない配偶者などが主に介護に携わっている場合
- ②自分の兄弟姉妹と交替で親の介護を行う場合
- ③夫婦とも職員で、同一の家族を交替で介護する場合

A ①の場合、主に介護に携わっている者が体調不良等で介護を行えず、職員が実際に介護に従事する日あるいは時間について、制度を利用できます。

②及び③の場合も、職員が介護をする必要があり、実際に介護に従事する場合は、ほかに介護ができる家族等がいる場合でも、職員が実際に介護する日あるいは時間について、制度を利用できます。

【参考】家族の看護に係る職専免

職員の家族が疾病又は負傷により看護が必要な場合（2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合を除く。）には、看護する職員は職務に専念する義務の免除を受けることができます。

項目	内容
対象となる家族の範囲	・配偶者 ・1 親等の血族及び姻族（義務教育終了までの子を除く。） ・2 親等の血族及び姻族 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 1 項において、子に含まれるとされるもの（特別養子縁組成立前の監護対象者等。義務教育終了までの子を除く。）
免除期間	1 年間に 3 日以内（他の家族の看護に係る分も含む。）
免除する単位	1 日、半日又は 1 時間（7 時間 45 分を 1 日に換算）
願出方法	統合庶務システム（理由欄に看護を受ける家族の氏名と続柄を入力すること。）
特記事項	職員以外に看護する者がいない場合に限りです。

問2 介護時間とはどのような制度ですか？



【内容】

父母などが負傷、疾病又は老齢のため、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に、職員が家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話などをするために、1日につき2時間を上限※₁として、30分単位で取得できる休暇です。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに※₂連続する3年の期間※₃。（当該要介護者に係る介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）内において取得できます。

なお、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額されます。

また、勤勉手当は、介護時間により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤務期間から除算します。

※1 同一の日に育児休暇又は部分休業の承認を受けている場合は、これらと合わせて2時間以内とされています。

※2 「介護を必要とする一の継続する状態ごとに」とは、介護を必要とする状態が生じてから消滅するまでのことをいいます。

※3 「3年の期間」は、当該一の継続する状態について、初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として計算します。

【請求手続】

「介護時間の状況届」を校長に提出し、統合庶務システムに入力します（できるだけ多くの期間について一括して願い出るものとします。）

なお、校長は要介護者の介護を要する状態を確認する必要があると認めるときは、医師の証明書等の提出を求めることができます。

Q 介護時間を承認されている日に年次休暇を1日取得したいのですが、どのようにすればよいですか。

A 介護時間が承認されている日に、介護時間が承認されている時間を含めて年次休暇又は特別休暇（1時間単位、半日単位、1日単位）を取得する場合は、その日に承認されている介護時間を取り消して、年次休暇又は特別休暇を届け出又は願い出してください。この場合における介護時間の取り消しは、統合庶務システムを使用して行ってください。なお、介護時間が承認されている時間を除いて年次休暇又は特別休暇（1時間単位、半日単位）を取得することも可能です。

Q 昼休みの前後に介護のために1時間休暇をとりたいのですが、介護時間を適用できますか。

A 可能です。介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わり以外の時間帯でも取得することができる制度であり、勤務時間の途中であっても取得することができます。



問3 短期介護休暇とはどのような制度ですか？

【内容】

父母などが負傷、疾病又は老齢のため、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に、職員が家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話、通院等の付き添い、介護サービスのために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をするために、1年につき5日以内※₁を上限として、1日、半日、1時間単位※₂で取得できる休暇です。

なお、短期介護休暇は有給の特別休暇です。

※1 要介護者が2人以上の場合は、1年につき10日以内で取得できます。

※2 残日数を使い切る場合は、1時間未満の端数も取得できます。

※3 短期介護休暇に引き続いて、同一の家族に係る家族看護の職務専念義務免除（職専免）は適用できません。

【請求手続】

「要介護者の状態等申出書」を校長に提出し、統合庶務システムに入力します。

Q 要介護3の父の介護のため、短期介護休暇を複数回取得したいのですが、「要介護者の状態等申出書」を休暇請求の都度提出する必要はありますか。

A 短期介護休暇の取得希望日に対象者が要介護状態であることを確認するため、原則として休暇取得の都度提出してもらうこととしています。

Q 短期介護休暇を1時間単位で取得する場合、「1年につき5日以内」はどのように数えるのですか。

A 1時間を単位として使用したこれらの休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とします。

よって、例えば毎日1時間、短期介護休暇を取得する場合は、8日目で「1日」分を取得したことになります。

Q 短期介護休暇に引き続いて、同一の家族に係る家族看護の職専免は適用できないこととなっていますが、短期介護休暇を5日間取得した直後に同一の家族が病気を併発し、医療的ケアが必要となった場合は、引き続き家族看護の職専免を適用することは可能ですか。

A 介護を必要とする状態が継続する中で、病気を併発したという場合は「介護を必要とする一の継続する状態」と考えられますので、介護休暇や介護時間の活用を検討してください。

問4 介護休暇とはどのような制度ですか？



【内容】

父母などが負傷、疾病又は老齢のため、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合に、職員が家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話などをするために取得できる休暇で、介護を必要とする一の継続する状態ごと（介護を必要とする状態が生じてから消滅するまで）に3回を超えず、かつ、通算6月を超えない範囲内で指定された期間（指定期間）内^{※1}で、1日又は1時間単位^{※2}で取得できる休暇です。

なお、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額されます。

また、勤勉手当は、介護休暇により勤務しなかった期間から、週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤務期間から除算します。

※1 指定期間の範囲内で、一定期間連続して又は断続して取得することができるほか、必要に応じて1日単位、1時間単位の介護休暇を組み合わせることもできます。

※2 1時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間以内で取得できます。

【請求手続】

「介護休暇の指定期間申出書」を校長に提出し指定期間の指定を受けた上で、学校の事務担当者等（統合庶務システムの庶務権限付与者等）に休暇の日を申し出ます。

なお、指定期間内で初めて願い出るときは、申出期間の初日から2週間以上の休暇について一括して申請しなければならないこととされていますが、1回の指定期間が2週間未満である場合は、その指定期間内で一括して申請することとなっています。

また、校長は、要介護者の介護を要する状態を確認する必要があると認めるときは、医師の証明書等の提出を求めることができます。

※ 指定期間の延長については、1回限り行うことができます。また、指定期間の短縮（回数制限なし）もできます。いずれもできる限り延長前・短縮後の指定期間の末日の1週間前までに、「介護休暇の指定期間申出書」により申し出ます。

Q 以前、母の介護のために介護休暇を通算で6月取得しました。その後、親族が日中、母の介護を行ってくれたため職場復帰したのですが、この親族が体調を崩し介護できなくなってしまいました。

私が再度、介護休暇を取得することは可能でしょうか。

A 「介護を必要とする一の継続する状態」は、あくまで要介護者の状態について判断するものであり、介護する側の条件の変化によって継続性が中断したとされるものではありません。よって、この場合は、要介護者の状態が変化したものではないため、再度の取得はできません。

Q 父の介護にあたり、1時間単位での介護休暇と介護時間を同一日に取得することはできますか。

A 同一の家族に対して同一日に、時間休としての介護休暇と介護時間を併用することはできません。

ただし、同一の日に別の要介護者に係る介護時間が承認されている職員については、4時間から当該介護時間の承認時間を減じた時間を上限として、他の要介護者に係る介護休暇を取得することができます。

Q 「3回を超えず、かつ、通算6月を超えない範囲内で指定された期間（指定期間）内」とは、具体的にはどういうことですか。

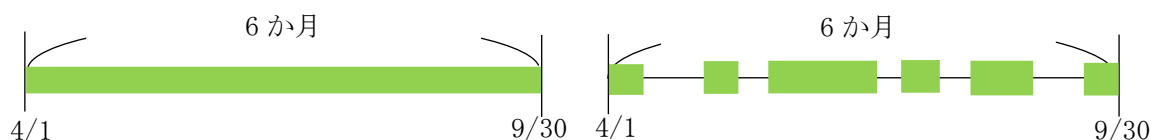
A 指定期間の指定は、通算して6月以内であり、(1)連続又は(2)分割することができます。また、指定期間内において、①連続又は②断続的に、介護休暇を指定することができます。

<参考>介護休暇の取得パターン

(1) 1回の連続する指定期間内で取得する場合

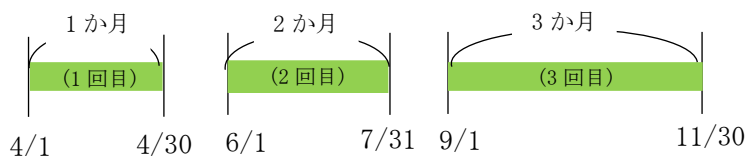
① 連続して介護休暇を取得

② 断続的に介護休暇を取得

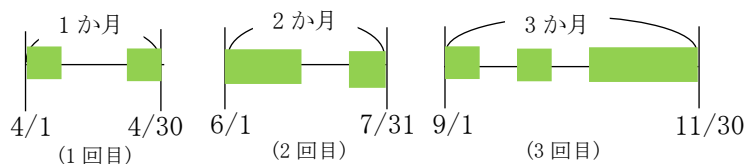


(2) 指定期間を分割する場合

① 指定期間内で連続して介護休暇を取得



② 指定期間内で断続的に介護休暇を取得する場合



問5 介護休暇取得中に、経済的な支援はありますか？

介護休暇を取得中の期間については、公立学校共済組合から介護休業手当金が給付されます。

種類	給付要件	給付額
介護休業手当金	組合員が介護を必要とする家族等を介護するために休業をした場合	(標準報酬日額×0.67)×勤務に服さなかった日数(土日を除き、通算して66日を超えない期間)。 ※給付額には上限があります。

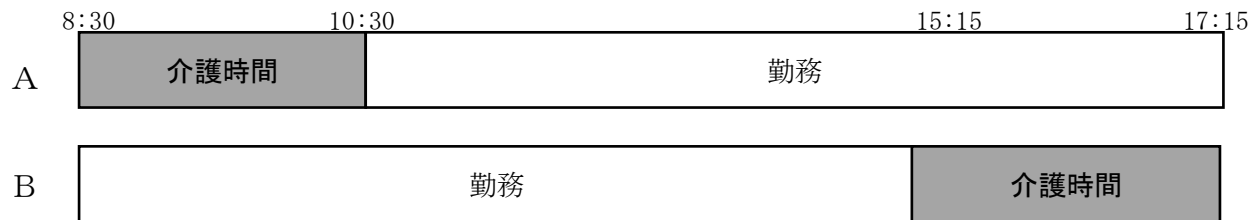
介護休業手当金については、職員から請求する必要がありますので、要件に該当する場合には、忘れずに手続を行うようにしてください。

また、制度の詳細や請求方法などについては、公立学校共済組合青森支部のホームページで確認することができます。(様式も掲載しています。)

参考 介護支援制度の活用例

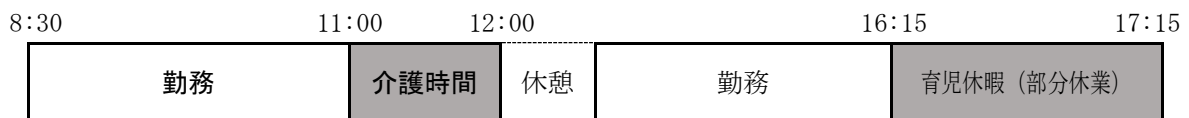
1 介護時間

① 1日の中で夫婦が時間を分担して介護時間を利用する場合



各々2時間まで取得することができます。（時間帯が重なっていても可）

② 育児休暇（又は第1号部分休業）と併用する場合

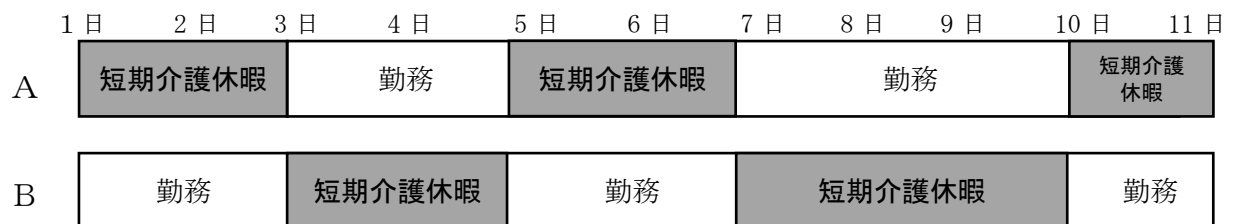


介護時間と育児休暇（又は第1号部分休業）を併用する場合は、合計2時間まで取得できます。

なお、介護時間及び育児休暇（又は第1号部分休業）は、勤務時間の始め又は終わり以外の時間帯でも取得できます。

2 短期介護休暇

① 夫婦が期間を分担して短期介護休暇を利用する場合



各々年5日まで取得することができます。（日時が重なっていても可）

② 1日の中で夫婦が時間を分担して短期介護休暇を利用する場合



半日、1時間単位で同日中に取得することができます。(時間帯が重なっていても可)

3 介護休暇

① 夫婦が期間を分担して介護休暇を利用する場合

	1月	3月	5月	7月	9月	11月	12月
A	介護休暇	勤務	介護休暇	勤務	介護休暇	勤務	
B	勤務	介護休暇	勤務	介護休暇	勤務	介護休暇	

各々の指定期間の中で（場合によっては重複して）、1日、1時間単位で取得できます。

② 一方が月・水・金、もう一方が火・木に取得

	月	火	水	木	金
A	介護休暇	勤務	介護休暇	勤務	介護休暇
B	勤務	介護休暇	勤務	介護休暇	勤務

③ 要介護者の状況に合わせて介護時間、短期介護休暇と組み合わせて取得

<要介護者の状況>

要介護事由発生(入院等) 自宅療養 デイサービス利用

短期介護休暇	勤務	介護休暇	介護時間
--------	----	------	------